九　昭和五十八年郵政省告示第二百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項、六の項及び九の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

第二項の表一一の項を次のように改める。

一一	削除

第二項の表一二の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

十　昭和六十年郵政省告示第二百十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

十一　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇五の項から一二七の項までを削る。

十二　平成元年郵政省告示第百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三の項から二二の項までを削る。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

十三　平成元年郵政省告示第六百七十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二四の項を次のように改める。

二四	削除

第二項の表二五の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十四　平成二年郵政省告示第百九十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五二の項を次のように改める。

五二	削除

第一項の表六〇の項から六五の項までを削る。

十五　平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第二項の表三九の項から四一の項までを次のように改める。

三九	削除
四〇	削除
四一	削除

第二項の表五六の項を次のように改める。

五六	削除

十六　平成五年郵政省告示第六百四十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四五の項を次のように改める。

四五	削除

第二項の表四七の項を次のように改める。

四七	削除

十七　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七七の項から八六の項までを削る。

第二項の表一三の項を次のように改める。

一三	削除

第二項の表一四の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

十八　平成七年郵政省告示第七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項を次のように改める。

五	削除

第二項の表六の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十九　平成七年郵政省告示第六百八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

二十　平成八年郵政省告示第三十号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二三の項から三二の項までを削る。

第二項の表七の項を次のように改める。

七	削除

第二項の表八の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

二十一　平成八年郵政省告示第六百六十五号（電波法等の規定に基づき伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項から四の項までを次のように改める。

二	削除
三	削除
四	削除

第二項の表一一の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

二十二　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一四の項から二〇の項までを削る。